

## 県有施設におけるEV充電設備導入に係る業務仕様書（案）

県有施設におけるEV充電設備導入に係る内容は、この仕様書による。

### 1 目的

県では、富山県カーボンニュートラル戦略に基づき、電動車（EV）の導入拡大を推進しているところである。県が所有する施設（以下、「県有施設」という。）に充電設備を導入することにより、県内における充電インフラの充実を図るとともに、カーボンニュートラルの実現を目指すことを目的とする。

### 2 業務の概要

本業務は、県有施設の駐車場を活用し、EVが利用可能な充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下、「EV充電設備等」という。）を整備するものであり、EV充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備、運用及び事業期間終了後のEV充電設備等の撤去に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

- (1) 事業者は、EV充電設備等の設置に必要な用地等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けること。なお、事業期間中の使用に伴う施設使用料は、行政財産の使用料に関する条例（昭和39年3月25日富山県条例第13号）に基づき使用料を徴収する。
- (2) EV充電設備等の設置場所が都市公園の場合は、都市公園法に定める所定の許可に関し、県と調整すること。また、国有地又は市町村有地である場合は、当該土地の所有者と調整の上、指定された所定の手続きを行うこと。
- (3) 事業者は、「3 EV充電設備等を設置する施設」の別紙（設置希望場所）に示す設置場所について現地調査を実施し、EV充電設備等を設置すること。設置の際は施設の駐車場区画等を十分に考慮し、施設の運用・維持管理等に支障をきたすことのないようEV充電設備等の規模・配置を検討すること。なお、現地調査の結果、技術的・費用的な理由で設置が困難と判断された場合は、すみやかに県に報告の上、対応を協議すること。
- (4) 本業務の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で実施すること。

- (5) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定するものとする。
- (6) 充電設備の種類については、原則、普通充電器（出力6kW以上）、施設当たりの設置口数は4口とする。
- (7) 充電時の電力については、原則、事業者が、新規に電線引込工事を行った上で小売電気事業者と電力供給契約を締結することにより、直接調達すること。ただし、新規の電線引込工事が事業採算性や物理的な問題等により困難である場合は、県と協議すること。

### 3 EV充電設備等を設置する施設

EV充電設備等を設置する施設は、別紙（設置希望場所）のとおり。ただし、最終的な設置基数については、企画提案内容、並びに、業務開始後に実施する現地調査の結果を踏まえ、県と協議のうえ、決定する。

### 4 その他

EVの充電切れ不安の解消、利用拡大につなげるため、県有施設に設置したEV充電設備の周知について、事業者が協力すること。また、EVの導入拡大、普及推進に資する取組み（普及啓発等）について、企画提案すること。

### 5 業務の実施期間

#### (1) 運用開始時期

県と事業者との協議により決定するものとする。

#### (2) 運用期間

運用期間は、EV充電設備等の運用開始後8か年が経過した日が属する年度の末日までとし、運用期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。ただし、県と事業者の協議により、運用期間を延長することとなった場合は、この限りではない。

#### (3) 運用終了後

運用期間終了後の行政財産の使用期間は1年以内とし、その間にEV充電設備等の撤去工事を完了し、原状回復を行うものとする。その際、原状回復の範囲等については、本県と協議の上、定めるものとする。

## 6 本業務の実施に伴う条件等

- (1) EV充電設備等の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、EV充電設備等の運用に係る一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、県は一切の責任を負わない。
- (2) EV充電設備等の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) EV充電設備等の整備にあたっては、事業者は、事前にEV充電設備等の仕様、施工方法等を記した施工計画書を県に提出し、県の承諾を得るものとする。
- (4) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に県と協議を行うものとする。
- (5) 本業務を実施するにあたり、事業者が県との間に取り交わす協定等に定める義務を履行しない場合には、協定等を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復すること。
- (6) 事業者は、EV充電設備等の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに県に連絡したうえで対応し、その結果を県に報告しなければならない。また、県や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。
- (7) 事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やEV充電設備等の整備及び管理に関する県との合意事項（協定書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合その他事業者の責めに帰すべき事由により県が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (8) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、県が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (9) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (10) 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる県の損失は、原則として、事業者の負担とする。
- (11) 事業者は、設置したEV充電設備等の利用状況を毎年県に報告すること。

(12) 事業者は、業務上知り得た内容、情報等を第三者にもらしてはならない。本業務終了後も同様とする。

## 7 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と事業者が協議のうえ、定めることとする。上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。